

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 4 日現在

機関番号：14401

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23530074

研究課題名(和文) 国際刑事共助の発展と日本の課題

研究課題名(英文) Research on the International Criminal Law

研究代表者

松田 岳士 (Matsuda, Takeshi)

大阪大学・法学(政治学)研究科(研究院)・教授

研究者番号：70324738

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 4,100,000円、(間接経費) 1,230,000円

研究成果の概要(和文)：複数国間の国際協力に関して、一国の刑事司法当局が外国において一定の行為を行ったり、外国に一定の行為を求める場合に生じる法的問題を多面的に考察すると同時に、国境を越えて行われる犯罪等に対する対策を考えるための理論枠組を検討した。また、国境のないインターネット上の犯罪や犯罪捜査の問題についても検討した。

超国家的な刑事司法に関して、とくに国際刑事裁判所の判例や関連学説を検討した。同裁判所においては、大陸法系と英米法系の考え方が衝突する場面が少なくないが、このような議論状況は戦後日本の刑事法学の議論状況と似ていることから、具体的にいかなる論点についていかなる形でこれを応用できるかを確認した。

研究成果の概要(英文)： This project sought to examine the conditions and the procedures under which more than two countries cooperate in the criminal investigation and the punishment. The legal problems of the crimes and the investigations in cyber space have been also examined. At the same time, the arguments on the case law of the International Criminal Court was analysed. As a result, we have found the similarities between the arguments on the Japanese criminal law and procedure after the Second World War and these on the ICC.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・刑事法学

キーワード：国際刑事法 国際司法共助 犯人引き渡し 国際刑事裁判所 刑法 刑事訴訟法

1. 研究開始当初の背景

(1) 経済・人の移動等のグローバル化に伴い、法の次元でも国際化が進んできたが、国際刑事法は、従来、国家刑罰権の行使を中心に理解されていたことから、民事法と比べても研究が遅れていた。

しかし、犯罪現象の国際化は確実に進んでおり、これに対応するための国内立法や国際条約などの法政策も進められてきている。具体的には、刑事司法共助、犯罪人引渡し、刑法の域外適用（いわゆる代理処罰）等に関する諸制度が整備ないし活用されつつある。また、国際刑事裁判所等、超国家的な刑事手続の整備も急速に進められている。

(2) ところが、日本においては、これらの法制度を含む「国際刑事法」に関する理論的検討は、十分になされてきたとは言いがたい。すなわち、わが国においてこれまでこの分野に専門的に携わってきたのは、法務省刑事局や外務省国際法局、警察庁などの実務家にほとんど限られており、研究者による取り組みは遅れているといわざるをえない状況にある。

(3) しかし、実務的必要性に導かれた政策実現を追認するのみでは、問題の解決が場当たり的になるおそれがあるとともに、望ましい制度の構築は困難となる。また、各分野からの断片的な研究のみにとどまっていたら、犯罪現象の国際化に対する有効かつ適正な対処は望むべくもない。その意味で、多角的な視点から、「国際刑事法学」を体系化し、実務を指導する理念をうち立てる必要がある。

2. 研究の目的

(1) 本研究の課題は、「国際刑事法」を体系化し、国際的な犯罪処罰の場における理念と実効性との均衡を実現するための理論的枠組みを提示することにある。具体的な研究対象領域としては、④複数国間の国際協力の場合と、⑤国際刑事裁判所のような超国家的刑罰権が適用される場合とを扱う。

(2) まず、④については、捜査または司法共助、犯罪人引渡し、刑法の域外適用（いわゆる「代理処罰」）等の制度のあり方および相互関係を検討するとともに、具体的にいかなる事案についていかなる方法により対処することができ、あるいは、対処すべきであるのかを明らかにする。その際には、これらの諸制度を支える理念、原則等の妥当性を改めて検討しなおすとともに、それとの関係で、外国と自国との間に刑事実体法および手続法のあいだに存在する差異がどのような観点からどのように考慮に入れられることになるのかを考察する。

(3) 他方、⑤については、④と同じく国により手続の要件・効果が異なる場合に、国際刑事裁判所の手続規則はいかなる内容を定めるべきかという問題を検討する。これには、

たとえば、直接主義の例外をどこまで認めるべきかといった個別的問題の結論を明らかにすることだけではなく、基準の決め方の探究も含まれる。その際には、証拠収集がとりわけ困難な超国家的裁判所の特殊性を考慮することも必要となる。

3. 研究の方法

(1) 本研究は、研究代表者と研究分担者1名の共同研究として行われる。それぞれ刑事手続法と実体法の分野で国際刑事法に関心を示してきた研究者が共同で本研究に取り組むことにより、少人数による機動性を確保しつつ、実体法と手続法についての情報・知見を交換し、また、西ヨーロッパ地域の国際刑事法を研究するために必要な語学および専門的な情報・知見を共有することが可能となる。

(2) 研究初（平成23）年度においては、代表者および分担者は、基本的には、それぞれ独立にイタリア・フランス・ギリシャ等とドイツ語圏に属する諸国の国際刑事法関連制度に関する文献を収集し、その解読を進め、その結果得られた情報および知見を共有し、検討するために、一定の成果が得られた時点で、適宜、研究協力者となる大学院生等とともに研究会を開催する。並行して、国際刑事裁判所のような超国家的な刑事司法のあり方についても、関連判例・文献等を検討を通じて、解明する。

(3) 平成24年度以降は、それまでの研究の成果を参考にしながら、国際刑事法学の体系化および理論枠組みを構築する。さらに、このようにして構築された理論枠組みをもとに、現在の日本における関連諸制度の内容および運用、そしてそれに関する議論状況の分析を行う。

4. 研究成果

(1) 本研究の成果も、研究目的に対応して、④複数国間の国際協力に関する研究成果と、⑤超国家的な刑事司法（とりわけ、国際刑事裁判所）に関する研究成果に分けられる。

(2) まず、④複数国間の国際協力に関しては、とりわけ、手続面において、日本の捜査機関や裁判機関が、外国において一定の行為を行ったり、外国に一定の行為を求めたりする手続、あるいは、反対に、外国の捜査機関や裁判機関が、日本において一定の行為を行ったり、日本に一定の行為を求める場合に、これに協力するための手続に関して、この問題に携わってきた実務家に運用・問題状況を確認した上で、国際法・国内法上の問題の所在を特定し、関連する諸規範の意義を、外国の例や歴史を参照しながら解明した。また、外国から得た証拠について、日本の捜査・訴追・裁判機関が、それぞれの権限行使の根拠として使用する場合に、どのような制約があ

りうるかについても、国際法・国内法それぞれの観点から検討しなおした。

この点に関しては、平成26年5月18日に同志社大学において開催の日本刑法学会第92回大会のワークショップ「外国にある証拠の収集」において、本研究の成果を参加者と共有するとともに、議論を深めた。その成果については、「刑法雑誌」に公表されるが、別途、議論内容をより体系的にまとめたおし、論説として公表する予定である。

他方、実体法に関連する問題については、国際的な汚職のように、もともとは国内の統治にかかわる課題として観念されてきたものが、一方で、当該国自身による十分な対応が困難であるために他国が法益保護に乗り出す局面が現れてきたのと同時に、他方で、世界経済秩序や国際人権といったもはや一国内にはとどまらない法益と結び付けて考えられるようになってきたという変化が見られる。こうした複合的な背景を的確に分析し、理論的に整理することが、今後の政策立案にとっても極めて重要になっている。

さらに、複数国間の国際協力との関係では、とくに、上記のような古典的な問題に加えて、遠隔通信技術の発達や、インターネットに関連するいわゆる「サイバー犯罪」の問題についても、同時に検討を進める必要がある。

遠隔通信技術の発達は、たとえば、一国の捜査機関や裁判機関が、電話やビデオリンクによって他国にいる人から容易に（取調べや証人尋問を行うことにより）情報を得ることを可能にする。今後は、このような技術を刑事司法に利用するための制度の整備が国際的に進められる可能性もあり、関連する国際法・国内法上の諸問題（具体的には、このような行為は、「国内」の行為なのか、それとも「国外」の行為なのか、「国外」の行為であるとすれば、当該外国の承認を得る必要があるのか否か、どちらの国の法律によるべきか、外国との間でのビデオリンク尋問を行うとすれば、憲法上の証人審問権の保障をどう考えるか、それと関連して得られた証言の証拠能力をどう考えるか等の多岐にわたる問題）について、議論を進めておく必要がある。

他方、「サイバー犯罪」は、その性質上、国境を越えて行われ、また、国境を越えた捜査等を必要とすることも少なくないため、国家間の協力が強く要請され、「サイバー犯罪条約」をはじめとする国際法・国内法の整備も進んできている。

平成26年夏にリオデジャネイロ（ブラジル）で開催予定の国際刑法学会においては、「サイバー犯罪対策」が課題とされていることから、研究代表者および研究分担者は、本研究の一環として、研究協力者（大阪大学大学院法学研究科博士課程の越智萌および岩崎正）とともに、その準備部会に協力ないし参加した。

具体的には、研究代表者と研究協力者において、刑法各論に関する第 部会では、児童

保護や個人情報保護などの現代的で緊急の課題に関する保護法益や構成要件の具体化の考え方、また、国際刑事法に関する第 部会との関係では、サイバー犯罪対策や遠隔通信の利用・議論状況に関する「国別報告(National Report)」を日本法について作成し、提出した。また、国際刑事法に関する第 部会との関係では、研究代表者と研究協力者において、日本におけるサイバー犯罪対策や遠隔通信の刑事司法目的の利用・議論状況に関する「国別報告(National Report)」を作成し、提出した。

(3) 次に、超国家的な刑事司法のあり方に関しては、近時、とりわけ、国際刑事裁判所（ICC）の重要な判例が公刊され、それに関する国際的な議論が活発化している。この状況を受けて、3年間を通じて、国際法を専攻する研究協力者や大学院生とともに、定期的に（原則として、週1回）研究会を開催し、重要な法律問題について言及した判例や論文を講読した。

その結果、国際刑事裁判所においては、大陸法系に属する法律家と英米法系に属する法律家が議論に参加するため、両法系の考え方が衝突する場面が少なくないが、このような議論状況は、とくに戦後の改正によって大陸法的な素地の上に英米法的な制度を大幅に導入した日本の刑事手続をめぐる議論状況とよく似ている。

とりわけ、訴因（公訴の対象事実）の変更や一事不再理、あるいは、証拠法（とりわけ証拠能力）に関連する問題については、国際刑事裁判所の制度に固有の議論もないわけではないが、基本的には、大陸流の職権主義的な考え方と英米流の当事者主義的な考え方の対立、あるいは、そのような対立と被告人の手続的権利の保障の関係等を基軸として議論が展開されており、戦後の日本の刑事手続が経験した議論と基本的に共通する。

実体法についても、国際刑事裁判では、犯罪成立要件に関して、英米法と大陸法とのいずれか一方の考え方ではないアプローチが採用されており、とりわけ共謀共同性犯論などの日本の理論と実務の蓄積が貢献しうる余地が大きいと思われる。

このことから、これらの事項については、日本の議論との対比を通じて、有意義な提言ができることが判明し、本研究により、主としてヨーロッパの法曹や研究者が参加する国際刑事裁判所の手続面に関する議論に参加する目処が立ってきた。もっとも、この研究に関する成果は、英語で公表し、国際的な議論の場に参入しなければ意味がないと思われるため、その準備にはなお若干の時間を要する。

その他、死刑廃止の国際的潮流と、国連やEU・欧州評議会などからの日本の死刑制度に対する批判が、歴史的・統計的に見ても刑法理論的に見ても一定の合理性を有するものであることについての研究を進めた。

5 . 主な発表論文等
(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計7件)

Takeshi Matsuda, Megumi Ochi, Tadashi Iwasaki, Information Society and Penal Law, International Criminal Law, National Report, Japan, International Review of Penal Law, 2014 No.III/IV, CD-Annex, 2014, 掲載ページ未定

Kanako Takayama, Zhao Chu-wen, Information Society and Penal Law, Criminal Law, Special Part, International Review of Penal Law, 2014 No.I/II, CD-Annex, 2014, 掲載ページ未定

高山佳奈子、腐敗防止に関する管轄権の競合と二重処罰の危険、査読無、法律時報 86 巻 2 号、2014、11-15

高山佳奈子、団藤先生の死刑廃止論、査読無、刑事法ジャーナル、34 号、2012、58-63

高山佳奈子、死刑制度をめぐる問題、査読無、法律時報、84 巻 5 号、2012、36-40

松田岳土、国際捜査共助の要請に基づき中華人民共和国において作成された供述調書等が刑法 321 条 1 項 3 号の書面に当たるとされた事例、査読無、TKC 速報判例解説・刑事訴訟法 No.81、2012、1-4

Kanako Takayama, Maria Veronica Yamamoto, La pena de muerte en Japon: Legislacion y practica, 2011, 249-265

[学会発表](計1件)

松田岳土、外国にある証拠の収集、日本刑法学会第 92 回大会ワークショップ、2014 年 5 月 18 日、同志社大学

[図書](計1件)

Xiaomin Fang, Kanako Takayama, Offentliche und private Unternehmen – Rechtliche Vorgaben und Bedingungen, Duncker & Humblot, 2014, ページ数未定

[産業財産権]

出願状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

[その他]
ホームページ等

6 . 研究組織

(1)研究代表者

松田 岳土 (Takeshi Matsuda)
大阪大学・法学研究科・教授
研究者番号：70324738

(2)研究分担者

高山 佳奈子 (Kanako Takayama)
京都大学・法学研究科・教授
研究者番号：30251432

(3)連携研究者

()

研究者番号：